

令和7年度 第2回 十日町市上下水道事業審議会 議事録

日 時 令和7年8月5日（火） 14:45～16:35

会 場 十日町市役所防災庁舎 大会議室

【出席委員】小松俊哉委員（会長） ほか 10 名（学識経験者 4 名、利用者代表 7 名）

【事務局】 十日町市上下水道局上下水道課 8 名、有限責任監査法人トーマツ 2 名

【傍聴】 6 名

【報道機関】 なし

1 開会

《事務局》

第2回十日町市上下水道事業審議会を開催させていただきます。まず最初に本日の審議会ですが、委員 12 名中 11 名の委員が出席です。審議会規程によりまして本会議が成立しております。それでは次第に沿って進めます。開会にあたり上下水道局長山田がご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

《上下水道局長》

本日は第2回となります十日町市上下水道事業審議会に、暑い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本来、管理者である関口市長がご挨拶申し上げるべきなのですが、公務の都合で不在ですので、私から一言代理でご挨拶申し上げたいと思います。

前回7月の第1回の審議会におきましては、当市の喫緊の課題であります下水道使用料のあり方について、正式に諮問をさせていただいたところでございます。この使用料に関する国の基準やマニュアルに照らした中で、当市の下水道事業の厳しい経営状況についてご説明をさせていただきました。本日第2回目になりますが、使用料を改定する場合の改定率につきましてご議論を深めていただければと思います。

具体的に申しますと、地方公営企業の本旨である、独立採算を図るパターンというのが1つと、一方で国の基準を満たす中で可能な限りの負担軽減を図るパターンの大きく2本の改定率について、それぞれ細かく解説をさせていただきます。委員の皆さまにおかれましてはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂ければ幸いと思っております。結びとなりますが、将来にわたり持続可能で安定した下水道事業がこれからも継続できますよう本審議会におきまして皆さまか

ら積極的なご議論を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

《事務局》

それではこれより先は規程第 6 条に基づきまして議長となります小松会長に進行を交代させていただきます。小松会長よろしくお願いいたします。

《会長》

長岡技術科学大学の小松です。会長職を務めさせていただきます。さて先月の審議会では主に下水道使用料策定の基本的考え方、および十日町市の下水道事業収支状況についての審議を行いました。本日は下水道使用料を改定するかどうか、また改定する場合はどのような方針にするかを中心に、委員の皆様にはぜひ積極的に活発にご議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 報告事項

《会長》

それでは次第に基づいて進めたいと思います。次第 3（1）経過報告について事務局から報告をお願いいたします。

（1）第 1 回の経過報告

《事務局》

第 1 回審議会の議事録ダイジェスト版をお手元にご用意お願いします。7 月 4 日に開催した第 1 回目の議事録の概要版となります。また、全文版もお配りをしておりますので、これら議事録を経過報告に代えさせていただきます。なお、議事録は現在ホームページ上でも公開となっておりますのでご了承をお願いいたします。

それではダイジェスト版の 7 ページをご覧ください。7 ページの最下段の L 委員のご質問ですが、新規に進出する企業の下水道のつながり込みの状況・傾向は把握しているかという質問でした。この後の報告事項で、詳細について回答させていただきますのでよろしくお願いします。同じく 8 ページをお願いします。8 ページの上段の M 委員のご質問ですが、耐震化事業・改築・改修事業の詳細という質問でした。事務局から口頭で回答いたしましたが、特に処理場の設備などがどうしてもイメージし辛いということで、この後の報告で写真や図などで分かりやすく説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。経過報告については以上でございます。

《会長》

今ほど事務局から第 1 回審議会の経過について報告がありました。これについて何かご不明な点などございますでしょうか。事務局がマイクをお持ちしますので挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか、特に無いようでしたら次に進みます。続いて次第 3 (2) 第 1 回審議会での保留事項について事務局から報告をお願いいたします。

(2) 第 1 回審議会での保留事項について

《事務局》

現在処理場にどのような設備があるのかを写真等にしましたので、資料をもとに説明させていただきます。当日資料 1 をご覧ください。こちら 2 枚ありまして、1 ページ目は十日町市の下水処理センターの施設の平面図と写真を載せた資料となります。2 ページ目は施設内での汚水の流れと、各処理設備の役割を示す図面となっております。せっかくの機会ですのでこちらから簡単に説明させていただきます。

まず図面の上半分が施設の平面図となります。下半分は施設を横から見た断面図となります。まずは汚水の流れですが、①から⑨の赤丸数字が処理の概ねの流れとなっております。右上の①沈砂池というところに、まず汚水が最初にこの施設に入ってきます。沈砂池に粗めのスクリーンがありますので、そこでまず大きなゴミを回収した後、次②最初沈殿池へポンプで送ります。その後③エアレーションタンクにて汚水に微生物を大量に含んだ活性汚泥を加え、空気を吹き込んで曝気します。微生物は水中の汚物を餌として繁殖し、沈殿しやすい状態となります。その後④最終沈殿池で汚泥は沈み、きれいな上澄みの水は⑤滅菌池へ行き、塩素消毒のうえ河川へ放流します。②、④の沈殿した汚泥はポンプにより⑥の汚泥濃縮槽へ送りますが、まだ汚泥には多量の水分が含まれているため、濃縮して水分と汚泥を分離させます。その後、汚泥は⑦消化タンクへ送り、処理過程で発生したメタンガスをもとに 37 度前後に温めながら、約 30 日間攪拌し濃縮され、⑧の脱水機で処理し、産業廃棄物処分施設へ運搬し処理をしております。

1 ページ目へお戻りください。この資料は、第 1 回審議会資料 6 で説明させていただきました施設改良費の概要、公共下水道事業の説明図面となります。前回、主な 3 事業として、改築更新事業、耐震化事業、耐水化事業を説明させていただきました。まず、耐震化事業から説明させていただきます。右上の写真をご覧ください。こちらは平成 23 年に、管理棟の建屋に鉄骨により耐震補強を実施したときのものです。次に、写真はないのですが平面図で紫色に着色してある消火タンクを平成 27 年度に耐震補強を実施しました。また、センター内の他の施設としては、濃縮棟の改築及び耐震化の設計を今年度から始め、令和 10 年度までに工事を完了する予定です。水処理棟の耐震化は令和 9 年度から始め、令和 13 年度までに耐震化の工事を完了する予定です。

続きまして、資料右下の写真をご覧ください。こちらは耐水化事業で、事業箇所の一例の写真となります。県が作成した信濃川の洪水浸水・想定区域図をもとに、浸水する想定の高さに対応するべく令和 12 年度から止水板及び止水扉等の設置工事を始め、令和 16 年度までに工事を完了する予定です。

続きまして、左下の写真をご覧ください。最後に、改築・更新事業の説明をします。現在の施設は、加圧浮上方式という設備で汚泥を濃縮しています。汚泥を含む水の中に微細な気泡を大量に発生させ、気泡の浮力を利用して汚泥を浮上させ、水と分離する設備です。上に見えます茶色の部分が浮上した汚泥となっています。対して改築後ですが、ベルト型ろ過濃縮機という設備を設置します。こちらは、汚泥に前処理として凝集するための薬品を投入し微粒子を大きな粒子の塊に変えた上で、メッシュ状のベルトを用いて汚泥と水分を分離して処理するものです。処理水量の減少により、ダウンサイジング等もありますが、現状の施設に比べ機器の更新費用も約半分、年間維持・管理費を加えますと現状よりも 4 割程度、費用軽減が図れる予定となっております。以上で施設の現状と各種事業に伴う整備計画の説明を終わります。

《事務局》

前回、企業様独自で浄化槽を使っているのか、もしくは下水道に接続されているのか傾向を把握しているかというお問い合わせがございましたので、回答させていただきます。

十日町市内には明石の工業団地と、山谷の工業団地「テクノパーク」という工業団地が 2 つございますが、まず明石の工業団地では、もともと団地内に共同の下水処理場が整備されておりました。しかし老朽化していく中でこの施設が廃止をされており、現在は団地内で稼働されている 8 割の企業様が公共下水道へ接続していただいております。残りの企業様は単独浄化槽で個別に処理をされております。

次に、山谷の工業団地では、現在も工業団地内に組合所有の共同処理場がございます。工場の排水は共同処理場で自ら処理をなさっておりまして、生活雑廃水は公共下水道に接続いただいております。共同処理場の適切な管理がされている間につきましては、公共下水道への接続が免除されているという状況でございます。

もう一つ、新規で工場進出する場合に、独自の浄化槽設置と公共下水道接続についてどちらが多いでしょうかというお問い合わせがございましたが、過去 5 年間で新規の工場進出は 3 事業所がございました。ただし、この 3 事業所様につきましては、全て公共下水道の区域外での進出でございましたので、個別の浄化槽を設置されています。市としましては、下水道の区域内で工場進出があるという場合につきましては、引き継ぎ公共下水道へのつなぎ込みをお願いしていくということになります。説明は以上でございます。

《事務局》

少し補足をさせていただきたいと思います。今日お配りしました当日資料 2 をご覧ください。先ほど下水処理センターの施設概要を説明させていただきましたが、やはり現場を見てみたいというご意見やご意向もお有りかと思ひまして、施設見学を機会を設けたいと思っております。詳細については、当日資料 2 に書いてあるとおりです。日程は 8 月 28 日で、この日は第 3 回の審議を予定しておりますので、その審議に先立ってということ想定をしております。参加については任意ですし、出欠の報告も特段不要でございますので、もしご興味がありましたら当日 13 時に下水処理センターの玄関にご参集いただきたいと思います。以上です。

《会長》

ありがとうございました。最初の方の説明を含めまして、何かご不明な点、あるいは質問などございますでしょうか。

《A 委員》

下水処理の中でいわゆる汚れ「BOD」がどれくらい除去されるのか、その辺りご説明いただければと思います。

《事務局》

「BOD」これは生物化学的酸素要求量でありまして、微生物を使ってどれくらい水質を良くするかというような数値でございますけれども、十日町市の下水処理センターの数値になりますが、BOD は 1 リットル当たり 230 ミリグラムで流入しております。それを下水の処理を行って中沢川を通して信濃川に放流しますが、放流するときの水質は 1 リットル当たり 15 ミリグラムまで減少させて放出しております。

《会長》

A 委員ありがとうございました。分解率といいますか、除去率は 92%に達するということですね。それでは 8 月 28 日にその施設見学もあるということですので、もしご参加される皆さんもそのあたりも含めてご見学いただければと思います。その他、ございませんでしょうか。

《B 委員》

前回もダウンサイジングの検討等の話が出ている中で、現状の設備の処理能力がどれくらい、に対して今どれくらいの量を処理できているのかというのは、数値として出るものなのでしょうか。

《事務局》

十日町市の下水処理センターの計画処理能力が1日25,400トンでございます。これに対して現在は約2分の1の稼働でございます。

今は計画規模よりも約半分くらいの12,000～13,000トン进行处理して放流していますが、それも今後人口減少などで当然少なくなるという見込みもあるので、今後更新や改築を進めるにあたってはそこも踏まえた上で、計画的に改築更新、ダウンサイジングができるところは順次やっていく予定になっております。

《会長》

その他ございませんでしょうか。それでは特には無いようですので、議事を進めたいと思います。

4 審議事項

(1) 下水道事業財政シミュレーションについて（改定しない場合）

《会長》

続きまして、諮問事項の審議に移ります。次第4(1)下水道事業財政シミュレーションについて、事務局からご説明いただきます。

《事務局》

本審議事項に関しましては当該財政シミュレーション業務を請け負っていただきました有限責任監査法人トーマツ様より説明をさせていただきます。トーマツ様は公認会計士を中心とした監査法人でございまして、監査、それから各種コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーなど多岐にわたるプロフェッショナルサービスを提供している法人でございます。令和4年度の水道料金改定の際にも大変頼りにさせていただいたところでございます。それではトーマツ様、お願いいたします。

《事務局》

今ほどご紹介いただきましたトーマツと申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

資料1をご覧ください。最初に、この資料で何をご説明させていただくのかというところを、簡単にお話しできればと思います。1枚おめくりいただき、3ページ目をご覧ください。これでこの資料が最終的に何を言いたいのか、結論というところを最初にご説明させていただきます。この審議会の目的と言いますか、大きな審議事項として「下水道使用料の改定をするべきかする

べきでないか」と「仮にするのであれば、何%、どのくらいの改定をしていくのか」の2つの柱があるかと思います。そして01と02の四角囲み2つが、改定するのであれば、こういった考え方でどのくらいの改定率にするのかというところの考え方を記載しております。

01が改定パターン①で、赤字補填ゼロとするパターンです。後ほどまたご説明しますが、一般会計という十日町市の本体の会計から受けている、赤字補填をゼロにしたらどのくらいの改定になるのかというパターンでございます。

02が改定パターン②で、経費回収率80%確保とあります。この経費回収率という指標とは何かは後で改めて説明いたしますが、前回の審議会でも事務局から説明があったと思いますが、この指標を80%確保しないと国の補助金が減らされてしまうというような要件がありますので、この80%を確保するためにはどのくらいの下水道使用料の改定が必要なのかというパターンでございます。

この改定パターン①②というのをご提示させていただくのがこの資料の最終的な目標になっております。そこに向けて順次いろいろ説明させていただきますので、分かりにくいところなどがありましたら随時ご質問いただければと思っております。

それでは、4ページ目から文字だけ書いてありますが「公営企業会計と下水道事業」というパートになります。ここでは前提知識といいますか、この下水道事業の会計というものが、少し特殊な世界の会計になっておりますので、こういった会計の方式なのかというところを少しご説明させていただきます。こちらは100%ご理解いただかなくても、後ほどの議論はもう少しシンプルですので、こんなものかという形で聞いていただければと思っております。

では、5ページ目からご説明させていただきます。一番上を見ると、独立採算性の状況を把握するため公営企業会計を導入しています、と書いてあります。下水道事業は、公営企業いわゆる公が経営する企業という位置付けになっております。これは水道も同じです。なぜ公が経営することになっているかというと、下水道料金は下水道を使ったらそのまま市にお金を払うと思いますが、この関係は、実は十日町市という市においては非常に珍しい状態です。本来は、税金を我々が払って、その税金が回り回ってきて例えば福祉や教育などに使われていきます。その教育や福祉などのサービスを受けた人たちは、直接市にそのサービスの対価を払うわけではなくて、その税金を財源として事業をやっているということになります。したがって下水道というサービスを提供してその対価として市はお金をもらう、そういった直接サービスに対してお金をもらうという状況が、自治体という中においては非常に珍しい状態です。よって、水道や下水道などの直接お金をもらうことができる部分に関しては、公が経営する、一般企業に近いような形の経営のやり方になりますので公営企業と呼ばれています。

なので資料 5 ページに黒丸が 4 つありまして、要は民間企業と近いような形で経営していきましょう、ということが大きな考え方になります。

まず 1 つ目ですが、経理は特別会計を設けて行います。これはお財布のことです。会計のお財布を区切って、下水道事業を 1 つの会社かのような会計、1 つのお財布で会計をしていきましょうということが定められています。

2 つ目は独立採算制です。下水道料金の収入だけで経営をしていってください、ということを基本的に求められているというのが独立採算になります。

次が、経費負担の原則です。今ほど、独立採算、下水道料金だけで経営してくださいという話をしましたが、ただやはり公がやることですので全て下水道料金で賄うというのが難しいとされる部分があります。そういったところは税金を投入するといいますか、補助金であったり、市の他の会計からお金を入れるということをしていきましょう、ということが定められております。よって基本的には下水道料金だけで経営しますが、一部については他の会計からお金を入れる、税金を投入しましょうということになっております。

最後、企業会計方式です。会計の帳簿の付け方を民間企業と同じような複式簿記でやることが求められているというものでございます。

次 6 ページ目です。経費回収率ですが、前回から色々説明がありましたので重複するところも出てくるかもしれませんが、改めて説明させていただきます。先ほど下水道料金だけで経営しようとお話ししましたが、その下水道料金で賄うべき経費がどの程度賄えているかというのを表す数字になっています。真ん中の緑の図をご覧くださいますと、上の方がお金が出ていく支出経費で、その下の財源となっている部分がお金が入ってくる収入です。上の方に、污水处理費と図示してあるかと思います。この部分が、要は下水道使用料で賄うべき経費になっておりまして、それに対して、下の財源のところをご覧くださいと、使用料収入と太字で書いてある部分が下水道料金になっています。したがって、污水处理費の図示してある長さと、使用料収入の長さのバランスが経費回収率となっております。この賄うべきコストのうち、どの程度下水道使用料で賄えていくかというような数値となっております。もちろんこれは高ければ高いほど、100%に近ければ近いほど、独立採算という先ほどの原則に近づいていきますので、100%に近い方がいいとされている指標でございます。参考値として、6 ページの下に指標がありますが、十日町市の下水道事業会計では令和 6 年度は約 82%、全国平均では令和 4 年度の数値になりますが約 96%ということになっております。

次 7 ページ目です。こちらも前提知識的な話になっておりまして、公営企業会計の取引は、当年度の損益計算に関する損益取引と、いわゆる投下資本の増減に関する資本取引に区分されま

す。少し難しい言葉になりますが、要は損益取引と資本取引という、取引を2つに分けて会計の経理をしましょうということが法律で定められています。

なぜ分けるのかというと、いろんな説明はあると思いますが左側の損益取引が、黒字だったのか赤字だったのかという業績を表しており、この業績を正確に把握するために、損益取引と資本取引を分けましょうということに基本的にはなっています。

業績で黒字か赤字かを正確に把握したい場合、例えばどうということかということ、企業債の発行つまり借金をすると、お金を借りるのでお金が入ってきます。そのお金が入ってきたことを持って、業績が良くなったとはなかなか言えないと思います。これは借金ですので、いつか返さなきゃいけないものです。そのような「お金は動くけれども、業績じゃない」というものは、資本取引つまり右側の図の取引として避けておいて、純粋な業績だけを反映する損益取引を把握しましょうということで、この2つに分けるということでございます。

先ほど経費回収率の話をしました。これはまた後ほど下水道使用料の改定率に関わってきますが、経費回収率は左側の損益取引だけの話となります。ただ実際には資本取引もお金の動きとしてはありますので両方見ていく必要がありますが、国が補助金の基準としている経費回収率は損益取引だけを見ているというところは、今後ポイントになってきますので、そこだけお読みいただければ幸いです。

次8ページ目です。下水道事業財政シミュレーションについて（改定しない場合）というところからです。仮に下水道使用料を改定しない場合どうなっていくのかをシミュレーションさせていただきました。

9ページ目をご覧ください。このグラフで、縦の緑のバーが有収水量といって下水道の水を処理する量です。青の右下に下がっていつている線のグラフが人口推計といって、人口が今後どうなっていくかという予測になっています。

先に人口の方から見ていくと、令和6年度ではだいたい4万5千人というところから、これがどんどん減っていつて、令和18年度では3万5千人ぐらいになるのではないかという形で今推計されております。これは国立社会保障人口問題研究所というところの推計でございます。その人口推計も考慮しながら、時系列傾向分析という統計的な分析で将来予測するような手法を使って、有収水量の予測をしています。それで予測した結果、これも人口とほぼ比例するような形で大きく下がっていくという推計になっております。

次の10ページ目ですが、それに伴って当然、下水道使用料の収入も右肩下がりになっていくという推計になっております。令和6年度では8億円弱くらいあるというところから、令和18年度には6億5千円弱くらいまで下がっていく、つまり1億円以上下がっていくという推計になっ

ております。これだけでも、下水道事業の経営というところで考えていくと、かなり厳しいなというような状況でございます。

次の11ページ目をご覧ください。こういった中で、資金残高、つまり現金の残高が今後どうなっていくのかという推計をしました。これは一般会計つまり市の本体の会計から、今は赤字補填を受けていますが、その赤字補填を仮に受けなかった場合です。令和9年度でグラフが0より下に伸びていますが、令和9年度からもう資金残高が0を下回ってしまって、お金がもう足りなくなるという推計になっております。これは赤字補填がないということと、先ほど説明したように料金収入が減っていってしまうというところが、大きな要因となります。

12ページでございます。先ほどからポイントにしていました経費回収率ですが、こちらも先ほどと同じ条件で、一般会計からの赤字補填は行わない場合、どうなっていくのかということを見ていくと、令和8年度から基準となる80%も下回ってしまって、77.5%になっております。最後、令和18年度では51.0%ということで、かなり下がっていってしまうという推計になっております。これは赤字補填もしないし、料金改定もしないし、というパターンですから、こういった形になっていきます。

13ページ以降は、参考値としていろいろな数字を載せておりますが、これは説明の本質から少し外れる部分もありますので、ここでは割愛させていただきたいと思います。ここまでご質問等がございましたら、ぜひいただければと思いますが、いかがでしょうか。

《C 委員》

12ページで、年々使用料収入が減っていく中で、汚水処理量というのは水を使う人口が減れば処理する水量が少なくなるかと思いますが、なぜ汚水処理費は年々上昇するのか教えていただきたいと思います。

《事務局》

ありがとうございます。2つ要因がありまして、大きくは物価上昇です。物価上昇を一定の条件で見込んでおりまして、昨今の物価上昇率はかなりカーブがきついといいますか、かなり上がっていつていますので、それをまず見込んでいるというところと、また先ほど改築更新の話もございましたが、建設改良を継続して実施しますので、減価償却費が増えていつていっているというところも要因としてございます。

《D 委員》

9ページは、これは十日町市の推計でしょうか。

《事務局》

十日町市の推計です。

《D 委員》

ここでは、下水道事業になっていますけれども、実際には農業集落排水事業や合併処理浄化槽事業を合わせた形で推計いただいていますでしょうか。

《事務局》

おっしゃるとおり、下水処理をする事業全てを合算したのになっています。

《D 委員》

十日町市は、汚水処理人口普及率がかなり高かったと思いますが、それは今後も同じくらいの見通しで推計されているということでしょうか。

《事務局》

十日町市の汚水処理人口普及率は 95.5%で、推計上はそこは同じ見通し、横ばいとさせていただいております。

《会長》

そのほか今までの説明について、ご質問やご意見をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは特に無いようですので議事を進めたいと思います。

(2) 使用料の改定率について（改定する場合）

《会長》

それでは次に、事務局から (2) 使用料の改定率について説明をお願いいたします。

《事務局》

資料 17 ページからになります。使用料の改定について、改定する場合ということで、もう一枚めくっていただいて、18 ページからお話したいと思います。

一番最初にご説明させていただいたとおり、使用料の改定のパターンを 2 つ想定させていただいております。

18 ページの図の左上のところに、現行使用料という薄い緑のボックスがあります。これが現行使用料です。ここを右に目を移していただくと、赤字補填額で、令和 9 年度から 12 年度に平均で 2 億 7 千万円ほどの赤字補填を毎年するということになります。さらにこのままいくと経費回収率は 64.3%になります。赤字補填が入っているため独立採算ではない、さらに経費回収率も基準の 80%を下回っているということになりますので、これを解消すべく 2 つの改定パターンを考

えさせていただきます。それが下の点線で囲っている部分でございます。使用料改定パターン①というのが、赤字補填額をゼロにするパターンでございます。このパターンだと、一番右に目を移していただくと、料金改定率として約 37.1%の改定が必要という推計になっています。

次に使用料の改定パターン②です。こちらは国の基準である経費回収率 80%を満たしていきましようというものです。この場合は、まだ赤字補填が年間 8 千万円ほど入ってくるということになりますが、使用料改定率はパターン①よりは抑えられて、24.5%という改定率になっております。

このパーセンテージで言われても実感が湧きづらいと思いますので、次の 19 ページで、どのくらい変わるのかというのを具体的な数字を用いて示しております。この表の一番上の行を見ていただくと、改定なしの場合で、少量使用者の使用料を目安に月に 10 m³程度使う方であれば 1,400 円、通常の一般家庭であると月に 20 m³程度使うと言われていますが、それだと 3,050 円という料金になっております。

これがパターン①で改定していきますと、少量使用者の場合には 1,919 円で、519 円上がると、そして月 20 m³程度の一般家庭であれば 4,181 円という料金になっていきます。

パターン②の経費回収率 80%のパターンでは、少量使用者の場合は 1,743 円、一般家庭の場合には 3,797 円という料金になっていきます。これらは一つの例ではありますが、少量使用者、一般家庭の皆様には、だいたいこのぐらいの影響があるだろう、という推計をしております。

ほぼここまでで結論になっていますが、ここから先のページでは、いろいろな推計のデータを出させていただきます。

次、20 ページ目は資金残高です。現金の残高ですが、先ほどの料金改定なし・赤字補填なしですと、資金残高は令和 9 年度からマイナスになっておりましたが、料金改定した場合にはプラスになっているという推計です。

そして 21 ページ目です。経費回収率ですが、青色の折れ線グラフをご覧くださいと、点線の部分が料金改定をしなかった場合で 80%を下回ってしまいますが、実線の部分は令和 9 年度からぴょんと上に上がりまして、料金算定期間である令和 12 年度までは 80%を超えた形で維持できるというものになっております。

22 ページ以降は、パターン②の場合で、同じような内容になっております。少し改定率が低いので、数字は若干違いますが、同じ内容で 22 ページの資金残高はプラスになりますし、23 ページでは経費回収率を 80%に維持できるという内容になっております。私の説明としては以上でございます。

《事務局》

引き続き、今ほどの説明の補足と追加説明をさせていただきます。今ご覧いただきました資料の19ページを今一度お開きください。説明の中で聞こえなかった部分もあったかと思いますが、この少量使用者の使用量目安、一般家庭の使用量目安は1月あたりでございますので、1月あたりこのぐらい上がるんだなということで、ご承知おきを願います。

それから追加の説明として、本日お配りしました、「資料1（別紙）追記」という資料をお開きください。

まず、事前に追記のない「資料1（別紙）」をお配りしておりますが、先に数字の訂正をさせていただきます。真ん中ほどに赤色で色付けした「資本費（減価償却費等+支払利息）」と書いたところの数字、それからその下の「維持管理費（その他の費用）」と書いてある数字、こちらの数字に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。この「資料1（別紙）追記」に記載の数字が正しいものになります。

その上で、前回の会議の中で、国の使用料に対する基準があるということで、今ほどもほぼ説明があったのですが、そこが満たされているかどうかというところを、改めてこの表を使って確認させていただきたいと思います。

1ページ目が、使用料を改定しない場合の財政シミュレーションになります。2ページ目は、赤字補填ゼロで、先ほどの説明で言うとパターン①の場合のシミュレーション。3ページ目が、経費回収率80%を維持した中の負担軽減パターンで、先ほどの説明で言うとパターン②の場合の財政シミュレーションになります。

まず、1ページ目の使用料改定をしない場合のシミュレーションをご覧ください。右側の赤枠ですが、前回の説明の中で、国の基準ということをお話ししました。その中の一つとして、使用料収入は、維持管理費の全額を少なくとも賄っているべきだという国の法的な縛りがございました。

そこで、①と②がそれに該当する部分の数字になります。①が使用料収入でございます。②が使用料対象経費のうち、維持管理費相当分になります。こちらのオレンジ色の着色が算定期間ですので、その数字を見比べていただきますと、この使用料改定をしないパターンは、①が②を下回るということで、国の法律的な立てつけに抵触する状態になっているということが分かるかと思います。

それからもう一つ、先ほどお話をしていますが、経費回収率80%という国の事実上の目標がございます。これが③の欄になります。いずれも80%を下回る状況になっていることが分かるかと思います。さらに、④これも今ほどの説明で、資金残高というところですが、企業会計の仕組み上、将来の更新費用ですとか、その当該年度のいわゆる運転資金になるものでございますが、こ

ちらは1億円が、このぐらいの事業規模ですとこの額が最低限というふうに私ども捉えておりますが、運転資金を1億円というところに設定をした上で、今、料金改定の検討をしていただいております。何が言いたいかというと、料金改定の検討をしているにもかかわらず、通帳の中にいっぱいお金があるようなことはないよねというところを、改めてこの資料を使って説明をさせていただいたところでございます。

続いて2ページ目、3ページ目も同様の説明になりますが、同じように①と②の比較をしていただきたいと思います。どちらのパターンにせよ料金改定をさせていただいた場合に、①が②を上回るということで、国の法的な縛りはクリアできるということでございます。

また③の経費回収率も80%を2ページ目も3ページ目も両方ともに上回るので、ここも国の目標値はクリアしているということであります。④についても、1億円を最低限ということで設定をしたシミュレーションになっているということで、今ほどの改定する場合の改定率の説明については、改定をした場合は国の基準は一応クリアするということを報告させていただきます。以上です。

《会長》

ありがとうございました。今ほど事務局からの説明についてご質問がありますでしょうか。

《E 委員》

19ページですが、使用者への影響イメージとして非常に分かりやすい資料を作っていただき大変ありがとうございました。ここには、少量使用者の使用料目安、一般家庭の使用料目安、この2パターンがございすけれども、水道料金は従量料金ですが、下水道料金は累進性の料金ですので、例えば、小規模事業者は一般家庭の使用料プラスアルファぐらいかと思ひますけれども、例えば、従業員40～50人の中小企業、あるいは十日町市の中でも大口の利用者の企業、その辺がどのくらいになるのかというのを次回でも結構ですので、教えていただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いします。

《事務局》

それでは今ほどの質問について回答させていただきます。例えば、月200㎡くらい使う、これは人気のあるラーメン屋さんくらいのイメージになりますが、その使用料がどうなるかということですが、パターン①の場合が税込みで月1万5千円ほどの値上がり、パターン②の場合は月1万円ちょうどくらいの値上がりになります。それからもう少し大口というところで、月500㎡くらい使う、これは人気のあるおそば屋さんみたいなイメージになりますが、パターン①の場合は月4万円ちょうどくらい、パターン②の場合は月2万7千円ほどの値上がりになります。さらに

月 2,000 m³くらい使う事業所ということで、大規模な食品会社や大きな織物関係の事業所様が想定されますが、パターン①が月 16 万円ほどの値上がり、パターン②が月 10 万 8 千円ほどの値上がりになると試算をさせていただいております。また次回、きちんと図表にしてお示しをさせていただきたいと思います。以上でございます。

《会長》

ありがとうございました。よろしいでしょうか。その他、ございませんでしょうか。

《F 委員》

何点かございまして、まず今お話にありました下水道使用料の料金体系の話だと思んですけども、何かもう事務局の方である程度の型が 2 つあって、それによって導き出された値上げ幅、トータルの収入増の、見込みだということでおっしゃられたと思うんですけども、本来であれば小口使用者の値上げ具合、大口使用者の値上げ具合といったところの素案が示されて、それについてどの使用者区分をどれくらい値上げするのか意見をいただいて、皆で審議するようなイメージでおったんですけども、そういう審議はする予定はございますか。

《事務局》

ご質問ありがとうございます。パターンをいくつか示させていただきたいという中で、やはり国の基準とかに基づいて、2 パターンを今回お示しさせていただきましたが、当然これにこだわるわけではなくて、例えばこの中間ぐらいの改定率がどうかとか、そういったご意見もあろうかと思しますので、その際はまた、その審議の状況に合わせた改定率というのを提案して審議を深めていただく予定でございます。

また、前回の審議会でお話をさせていただきましたが、今 F 委員のおっしゃられた料金体系の部分は、今回の審議会の答申すべき事項というふうには捉えていないところです。

あくまで改定が必要かどうかという部分、それから全体の改定率がどのぐらいが適切かというところを答申いただければと思っております。

もちろん、料金体系の今 F 委員がおっしゃったような部分のご意見、ご指摘もあろうかと思しますので、それは答申の中で附帯意見という形で取りまとめをさせていただきまして、後の事務局の最終的な料金改定の貴重なご意見とさせていただきたいと思っております。以上です。

《G 委員》

先ほどのご説明では、大口といいますか、規模が大きいほど、若干改定率が高いような感じがしたんですけれども、現状と同じということで、今のところは試算されているということでしょうか。

《事務局》

あくまで現状の料金体系に基づいて、改定率を一律にかけていったら、どうなるかということで、イメージの話でございます。もちろん、従量料金の部分などが今と異なってくれば、そこは当然値上がりの幅というのも変わってこようかと思えます。

《G 委員》

いずれも附帯意見ということで、審議会で答申することも可能ということでしょうか。

《事務局》

はい、その通りでございます。

《H 委員》

今、改定水準案を 2 パターンお示しいただいたところですが、下水道協会としては、やはり独立採算、下水道事業の持続的な運営をしていくためには、パターン①が基本ではないかなと考えております。

ただ、ご覧の通り値上げ幅が非常に大きく、市民負担または企業様の負担のほうが大きく増えますので、どういった形に落ち着かせるかというのは市の判断なのかなと考えているところで

す。その中で一つ、やはりあまりにも改定幅が大きいなというところが気になったんですけれども、この改定の考え方で、経費回収率 100%を目指す①のパターンにおいて、基準内繰入れの分流式下水道の経費を繰入れすれば、そんなに値上がりしないんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりの考え方はどのように整理されたか教えていただいてよろしいでしょうか。

《事務局》

詳細な数字はまた確認させていただきますが、分流式下水道の繰入れは満額入った状態で今推計をさせていただいているという状況でございます。

《H 委員》

承知しました。念のためご確認いただきたいんですけれども、使用料単価が 150 円を超えた部分の資本費については、ほぼ一般会計から繰入れをルール上もらえるはずで、さらに一般会計に国から交付税措置がされるので、それほど損しない形がとれるのかなと思っています。

ということが、1 か月 20 m³ 3,000 円という目安だと思っんですけども、今 4,000 円を超えているような改定案になっているので、ちょっと大きすぎるんじゃないかなと思っています。念のため確認のほうをお願いできればと思います。

《事務局》

はい、承知しました。次回お話しさせていただきたいと思います。

《I 委員》

何年か前に水道料金が 39% 上がりましたので、そのときに市報等で市民の方に周知したかと思うんですけども、そのときの市民の意見というか、そういうのがあったのかどうか、それから上がったことによって収納率が下がったのか、未納が多くなったのか、そういうことはあったのでしょうか。それと 39% 上げるときに、2 段階に 19% と 20% 分けて 39% 上げたんですけども、下水道料金についてもそのような段階的に上げるというやり方は可能でしょうか。

《事務局》

はい、ご質問ありがとうございます。まず水道料金の値上げについては市民の皆さんからご協力いただきまして、順調に予定どおり進捗したところでございますけれども、料金上がったことに対する、批判的なご意見というのはなくて、むしろ水道事業は大変だよねという好意的なご意見をいただいたくらいで、大変ありがたいというふうに思っています。ただ、料金徴収業務を委託しているジェネッツ(株)には、やはり水道料金がちょっと高くなったねというような、確認のお問い合わせといたしますか、そういったことは多々いただいているようでございまして、その高くなったことに対するクレームや苦情というのは、そんなに多くなかったという認識でございます。またそれが収納率に反映されたかというところですが、収納率は 99% を若干下回るくらいで、料金改定前後推移しているので、大きな影響はなかったというふうに捉えております。それから、段階的な引上げが可能なのかというところでございますが、水道料金改定も段階的な値上げをしておりますので、技術的には可能でございます。ただ、今回提案させてもらったパターン②の経費回収率 80% のパターンが、将来的な赤字補填をゼロにするパターン①へのつなぎみたいな意味合いもありますので、このパターン②を取ることで自体が段階的な値上げであるという考え方もあろうかと思っております。以上でございます。

《J 委員》

当時、水道料金を値上げするかどうかの時も審議委員として参加させていただきました。その時、非常に詳しい説明をいただきまして、私たちみたいに、市民にも非常にわかりやすい説明を受けました。その時は、老朽化して、もう後世には渡しきれないというお話だったんですね。そ

れで、今じゃ何とか対策をしていかなければ、子供たちとか孫たちに負の財産を残すことになるんじゃないかということで、私もこの審議会に参加させていただいて、値上げせざるを得ないんじゃないかなという考えで賛成した当事者ですので、改めてここで当時、審議員になっていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、当事のことをちょっと補足させていただきました。

《会長》

はい、ありがとうございました。水道料金の改定の際もそういった経緯があったということで、皆さまにもご承知おきいただければと思います。その他いかがでしょうか。

《K 委員》

値上げをするための原因として、人口減、あと物価高、また減価償却の3つが原因の要因であろうということなんですが、少し教えてもらいたかったのが、この資料の10ページ、11ページをちょっと見ると、人口減による収入の減少というのが、例えば10ページで令和7年度と令和8年度を、おおよそグラフで見ると5千万円くらいの減なのかなと、それに対して11ページの資金残高というのが、令和7年度と令和8年度で4億くらいの減となっています。人口減によるものと物価高の要因に対して、あまりにも資金残額の減りが大きいように感じるのですが、これは減価償却があまりにも大きいという理解でよろしいでしょうか。

《事務局》

質問ありがとうございます。

まず、資料1の11ページは赤字補填をもらわない前提の資料となっています。

下水道事業というのが当時、面的に一齐に整備した時に、いっぱい借金をしまして、その借金の償還が、実は多額な状況が、それこそ令和11年度～12年度くらいまで、借金の償還が多額というのが続いてまして、それが一つ現金を減らす大きな要因の一つでもあります

さらに、資料1（別紙）追記の1ページ目の④をご覧くださいと思います。一番左の令和6年度末は、資金残高が5億4千万円ほどあるという状態の中で、使用料の改定率をできるだけ抑えるために、その資金残高を1億円に持っていこうという、まず大前提の私どもの狙いがございまして、本来5億円ぐらいの資金を抱えて安全運転を目指すのであれば、料金改定率はもうちょっと上がることになるのですが、そうはせずに最低限の運転資金で、この料金算定期間を乗り切ろうという算段でございまして、資金残高をまず令和7年度、令和8年度で使用料に変えて消費した中で、令和9年度以降は1億円をキープしていこうという動きを採るがために、資金残高が急に激減しております。

《会長》

よろしいでしょうか。その他は特にはないようですので、議事を進めたいと思います。

(3) 次回審議会に向けた意見の整理

《会長》

次に事務局から(3) 次回審議会に向けた方向性の整理について説明をお願いします。

《事務局》

難解な説明にお付き合いいただき大変ありがとうございます。資料2をお手元にご用意お願いいたします。次回審議会に向けた意見の整理という説明がありますが、前回の審議会において、使用料の在り方に関する総則的なお話をさせていただき、また、今回の審議会については、改定率ということで、具体的なイメージが湧く改定率を説明をさせていただきました。次回以降の審議会においても、引き続き審議を継続することになりますけれども、次回の審議会の進め方の参考とさせていただきたく、あくまで現時点で結構でございますので、皆様の感触を確認させていただきたいと考えております。確認をしたいポイントとしましては、この資料2の左側に、今回の審議会の答申事項になります、改定の必要性の有無について、それから今ほど説明をさせていただいた、料金改定の程度、改定率ですね、この2点を確認させていただければと思います。また、もちろんその他の意見についても、今、感触としてお持ちのものがあれば、ご意見いただきたいと思いますので、こちらの資料に沿ってですね、可能であれば理由も添えた中で、各委員の皆様からお話しいただければ幸いです。なお、次回開催日に改めて、こちらに近い資料を使いまして、確認を行う予定でありますので、まだ現時点の率直なご意見ということで、お聞かせをいただきたいと思います。進行の方は、議長の方にお任せをいたします。

《会長》

はい、それでは今ほど事務局から提案がありました、現時点での感触の確認として、ご意見がありますでしょうか。全て回答する必要はありません。現時点で判断をし兼ねる部分もあるかと思いますが、気兼ねなくご質問ください。どなたかございませんでしょうか。パターンとしては、改定なし、パターン①の赤字補填ゼロ、パターン②の経費回収率80%というのが、軸になっていると思いますけれども、それも含めまして何かございましたら、ご意見をお願いいたします。

《L 委員》

個人的な感触ですけれども、今後の安定した下水道運営ということを考えますと、改定なしというのはあり得ないかなと思います。それで、パターン①かパターン②で言いますと、やはりパターン①は、改定率が非常に高いというイメージで、市民に大きな負担を与えるというのがありますので、この中では、パターン②の経費回収率 80%の改定率 24.5%、これで進めていくのがよろしいかなという印象を持っています。

《M 委員》

次の世代、次の次の世代に、大きな負担を残してはいけないということは、強く思っています。前回、今回、詳しいご説明をいただきましたので、改定の必要性を認めさせていただきます。今ほどの質問とやりとりの中で、H 委員様の方からお話ございましたけれども、その部分をよく精査をして、もう一度、そのシミュレーションをしていただいて、できる限り、一般家庭、それから、中から大口の利用者に対して、大きな企業負担にならない、あるいは家庭の負担にならないような方向性を、ぜひ、数字の方を出していただければな、というふうに思っています。

合併以降、一度も料金改定がないこと自体が、私はいかがなものか、というふうに思っております。今、どの企業も価格転嫁ということも、国が挙げてやっていますし、公営企業会計においても、同じだというふうに認識をしておりますので、個人的な意見でございますけれども、以上です。

《事務局》

大変貴重な意見、ありがとうございます。今、M 委員様のお話の中で、H 委員様からの質問の部分を精査した中で、また改定率を抑えるようなところのお話がありました。H 委員からの先ほどの質問には、私どもの方が宿題ということで、持ち帰り、また次回報告させていただきますけれども、質問のご趣旨は、基準内繰入れと言いまして、一般会計から正々堂々ともらえる繰入金をどのように考えているかというところのお話だと捉えております。

その部分については、最大限もらえるような、一般会計からもらえるようなシミュレーションの状態になっておるというのが、シミュレーションの中身になっております。次回、しっかり回答させていただきますが、そこを精査したとしても、さらに改定率を低くするという動きにはならないのかなというのが、現状の感触でございますので、そのような捉えをしていただければと思います。

《N 委員》

おそらく、下水道事業というのが今一緒にたにお話ししていますけれども、実は公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、あとはおそらく市町村設置型の浄化槽、全部ひっくるめておそらく試算されていると思います。その中で公共下水道事業は、分流式下水道という一般会計から正々堂々ともらえる繰入金を得れば、おそらく経営回収率は 100%になると思います。ですから、公共下水道事業の黒字を、おそらく他の下水道事業に赤字補填を中でしているので、多分そういう計算になっているんじゃないかなと思っています。ですから、念のため最大限、基準内繰入金を得た上で、市としてどうするかというのを、もう一度確認していただければ結構ですので、よろしくお願いします。

《O 委員》

今、非常に物価が高くなっておりまして、消費者としては非常に苦しい立場であります。ですから、この上下水道の方も、一気にパーッと上げると、非常に皆さん、生活に支障をきたすと思います。何でも値上がりしたり、大変な時期になってきていると思いますので、市民に負担をかけないような、改定をしたいと思います。ただ、専門的なことはわからないので、そういうところはわかりませんが、消費者としては、あまり大きな負担をかけるようなことじゃなくて、先ほど L 委員さんがおっしゃったような方向にしてもらえば、ありがたいなと、そんなふうに今考えております。

《P 委員》

料金改定の必要性というのは、非常に細かく説明していただいて、それに対しては、これはもうやってもらって、しっかり事業を継続してもらわないといけないなという感触は、非常に受けました。率直な数字、先ほどラーメン屋さんがどれくらい上がるか、織物の方がどれくらい上がるかという金額を聞いて、また個人の家庭の値段がどれくらい上がるかという、率直に聞いた感触としては、困るなという感触を率直に受けましたし、ラーメン屋さんも困るだろうなというふうに思いました。ただ、これを上げないでおいても、もちろん困るしという、非常にもやもやした感覚を持っているのが実際です。では、どうしたらいいかというのを考えると、できる限り、急激な値上げをせずに、何とか事業を継続できるような方法を、いろんな策を取りながらやっていただきたいというのが、率直な意見です。今の段階では以上です。

《Q 委員》

必要性については、今ほどの説明を聞くと、もうこれは必要であると。ただ、H 委員様のおっしゃる数値を見てから、というふうになるのかもしれませんが、水道料金のときも、パターン①とパターン②という、そういう 2 種類の幅があったのでしょうか。この料金改定を出すときに、①にしますか、②にしますか、そういうあるいはしないとか、そういう選択肢があったのかどうか。それと先ほどおっしゃったように、2 段階に上げるというのは、このパターン①の場合しかそれが適用できないようなことを先ほどおっしゃったような気がするのですが、一般家庭のこの数字を見ると、この上げ幅が、パターン①の場合 1 か月 1,000 円から多くて、これを見るとパターン①にして、2 段階にしてあげたほうがいいのかと、非常に迷っているところです。以上です。

《事務局》

ご意見ありがとうございます。水道料金の改定の際、パターンの提示があったかというところですが、ありました。上水道会計と簡易水道会計が分かれているのですが、それぞれを独立して黒字に持っていく場合は、改定率が 69% ぐらい上げないとダメだよと、まずそういう状況であると話をさせてもらっています。その中で、それぞれ独立して黒字にするのではなくて、両会計を合わせて黒字になればいいのではないかと、今の現状の料金改定の方針として決まっているわけですが、そういう場合は 39% でいけるよねと、委員の皆さまには、合わせて考えると 39% になるけれども、どうしましょうかというような選択という部分はしていただいたと記憶しております。

段階的な値上げというところで、パターン②を取った場合は、パターン①に向けた 1 段階目というような形になりまして、パターン②を一旦取って、例えば何年後かに検討をしっかりとした上で、パターン①に持っていくということ、それが段階的だよねというようなお話を先ほどさせていただいたのですが、もちろんパターン②を選択した上で、さらに段階的にということも技術的には可能でありますので、もしそういったご意見があるようであれば、ご指摘、ご意見をいただければと思います。以上です。

《R 委員》

個人的な意見ということで申し上げますと、やはり必要性はどうしてもあるだろうというところです。それと全国的にもいろいろな事故が起こっている中で、やっぱり負の財産を残しておくわけにはいかない、という選択はやはりしていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。ただ、みなさん方も仰られますように、どれくらいの上げ幅にするかというところは、こ

れから十分議論をする中で決めていく、それからやり方についても決めていくという今の方向性かなというふうに思っています。

それと、非常に十日町市全体が人口が減る中で思うのは、果たしてこの下水道の費用だけを考えていくことでいいのかどうかというところも、違う観点で考えていってもらうべきかなというふうに思っています。これは今の審議会とは別次元の話になるので、このことを私が言う必要があるのかどうかというところも非常に迷ってはいるんですけど、それだけ人口減少が大きいという、十日町市の中でどういうふうに考えていくかというところも、やはり少し考えたほうがいいのかという今の感じを受けています。以上でございます。

《S 委員》

負の遺産を作らないためにということで、やはり最近下水道に関する事故が非常に多くて、八潮市の道路陥没事故は今も全然復旧されていないようですし、つい数日前にはマンホールで4人の作業の方が、硫化水素中毒で亡くなるという事故が起きておりますので、そういった負の遺産を残さないためにも、やはり下水道経営もより安定させていくためには、そういった点を含めて、料金改定によって予算といいますか、今後、将来的な経費に対応していくためには、そういった料金改定もやむを得ないかというふうに思います。

《会長》

ご意見ありがとうございました。他にご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。次回開催時にも意向確認を行うということですので、その際に改めてご意見をいただければと思います。

今後の持続的な十日町市の下水道を進めていく上では、料金改定はやむを得ないということが、皆さん共通の認識になったと思いました。実際にはまた次回以降、新しいデータが出るとありますので、また改めてご意見をいただければと思います。

そのほか何かご意見ご質問などありましたらお願いいたします。

それでは特にないようですので、以上をもちまして、本日の審議は終了しました。これにて議長の役を解かせていただきます。以降の進行は事務局にお返ししたいと思います。

《事務局》

小松会長、大変ありがとうございました。また、委員のみなさまも長時間、大変お疲れ様でした。

5 その他

《事務局》

それでは次第の5 その他についてですが、次回の開催について触れさせていただきます。

第3回の審議会は、既にご案内のとおり、8月28日木曜日に予定通り開催をいたします。当日は、これまでの審議会の状況を踏まえ、委員のお考えのすり合わせをさせていただくことになりうかと思います。事前に、意向確認のための資料を送付させていただく予定ですので、資料をお目通しの上、ご持参いただくようお願いいたします。また、会の中で話のありました、基本料金や従量料金といった料金体系に関する情報提供も予定しており、改めて意見を頂戴したいと考えております。資料はこれまでと同様に、事前送付をさせていただきます。

それから、審議会の第4回目と5回目の日程が固まりましたので、この場を借りまして、事前に報告をさせていただきます。

4回目が10月8日、水曜日でございます。5回目は11月7日、金曜日でございます。後ほど出欠の取りまとめをさせていただきますので、ご承知置きのほどお願いいたします。それでは、その他の報告は以上となります。全体を通してでも結構ですので、何かございましたらご発言お願いいたします。特に無いようですので、5その他は以上とさせていただきます。

6 閉会

《事務局》

以上をもちまして、令和7年度第2回審議회를終了させていただきます。長時間大変お疲れ様でした。